証券コード　3998
2018年３月12日

株主各位

東京都千代田区内神田一丁目７番８号
株式会社すららネット
代表取締役　湯野川　孝彦

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますことをここにご通知いたします。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2018年３月27日（火曜日）午後６時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 開催日時：2018年３月28日（水曜日）　午前10時00分
2. 場　　所：東京都千代田区神田美土代町７番地　住友不動産神田ビル３階
　　ベルサール神田　ルーム３
　　（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
　報告事項：第10期（2017年1月1日から2017年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
　決議事項：第１号議案　定款一部変更の件
　　第２号議案　監査役２名選任の件
　　第３号議案　取締役の報酬額改定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://surala.jp/ir/stock/meeting.html）に掲載させていただきます。

（添付書類）

第10期　事業報告

（自　2017年１月１日　至　2017年12月31日）

1.　株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国の経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和政策等による効果から、企業収益の回復や所得環境の改善の兆しも見え、緩やかな回復基調が持続してまいりました。しかしながら、国際経済における新興国経済の成長鈍化、欧州情勢、米国新政権の発足等の景気下振れリスクや北朝鮮の地政学的リスク等を受けて、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

わが国の教育業界においては、従来からの少子化の流れの中で、企業間競争が激しさを増しており経営環境は依然厳しい状況で推移しているものの、当社が属するeラーニング学習市場につきましては市場規模が拡大し、昨今のインターネット環境や情報通信技術の向上、スマートフォンやタブレット端末の普及等により、今後も顧客層が拡大することが見込まれます。

当社はこのような環境の中、「教育に変革を、子どもたちに生きる力を。」を企業理念として社員全員が共有し、その実現に取り組んでおります。

主要顧客である「学習塾マーケット（学習塾を対象とした販路を指します。）」においては、「低学力の生徒に対する学力向上教材」として強固なポジショニングの認知が進んでいるとともに、当社のサービスを使って独立開業される方や従来より塾を経営されている個人顧客に加え、新たに複数の校舎数や生徒数を有する法人顧客との契約が増加傾向にあり、当期末時点の導入校数は561校（前期末比18校増加）、ID数は13,181ID（前期末比4,303ID増加）となりました。その結果、学習塾マーケットの当期における売上高は463,783千円（前期末比20.0％の増加）となりました。

次に「学校マーケット（学校を対象とした販路を指します。）」においては、私立学校に加え、大学・公立学校等といった新たな契約先への導入を含めて契約数が堅調に増え、当期末時点の導入校数は133校（前期末比22校増加）、ID課金数（校舎課金を除く。）は18,912ID（前期末比5,212ID増加）となりました。その結果、学校マーケットの当期における売上高は231,530千円（前期末比32.5％の増加）となりました。

さらに当社では学習塾・学校に続く第３の事業の柱として「個人学習者向けのBtoCマーケット（個人学習者を対象とした販路を指します。）」における事業展開を進めております。Webマーケティングを活用すること等によってID数は増加傾向にあり、当期末時点のID数は594ID（前期末比376ID増加）となりました。その結

果、BtoCマーケットの当期における売上高は31,706千円（前期末比56.0％の増加）となりました。

また、当社が今後も成長を続けるとともに当社が掲げる企業理念を実現するためには、新たに「海外マーケット（日本国外を対象とした販路を指します。）」の開拓が必要であると考えております。このような中長期的な方針のもと、「海外マーケット」においては、主にスリランカ及びインドネシアにおいて事業展開を進めており、当期末時点の海外マーケットにおけるID数は1,810ID(前期末比998ID増加)となりました。

その結果、当社全体の当期における売上高は731,663千円（前年同期比24.9％の増加）となりました。また、当社全体の当期末時点における導入校数は717校（前期末比42校増加)、利用ID数は50,978ID（前期末比13,024ID増加）となりました。

一方、費用につきましては、将来の飛躍に向けた小学校低学年版や海外版といった新サービスの開発等におけるコンテンツ・システムに関する設備投資や当社の認知度を高め、契約数を増加させるためのプロモーション活動等に積極的に取り組んでまいりました。その結果、当社全体の当期における売上原価は157,722千円（前年同期比6.5％の増加)、販売費及び一般管理費は453,502千円（前年同期比27.4％の増加）となりました。

以上の結果、当期の営業利益は120,438千円（前年同期比47.5％の増加)、経常利益は108,427千円（前年同期比32.2％の増加)、当期純利益は78,156千円（前年同期比45.4％の増加）となりました。

〈課金対象導入校数の推移及びID数の推移〉

年月	すらら導入校数（校）				すららID数（ID）						
	学習塾	学校	海外	合計	学習塾	学校（注）２．		海外	BtoC	その他	合計
						ID課金	校舎課金				
2017年12月末	561	133	23	717	13,181	18,912	15,790	1,810	594	691	50,978

（注）１．上記のすらら導入校数は、月額「サービス利用料」が発生する校舎数を対象に記載しております。なお、「海外」については、契約上月額「サービス利用料」の課金を行っておりませんが、参考値として契約校舎数を記載しております。

２．上記の「学校」のすららID数について、内訳を記載しております。ID課金数は、導入校がすららシステムに登録した生徒ID１つにつき課金されるものを指します。校舎課金数は、導入校が当社に対して１校舎につき固定の利用料金を支払うことで生徒IDを登録することができるものであり、生徒ID１つにつき課金されないものを指します。なお、学校法人との契約において、当社が導入校に対して提供する現在の契約内容は原則としてID課金のみであり、校舎課金は株式会社C&I Holdingsにおける事業運営時に契約された導入校等に対して提供している契約内容であります。

(2) 資金調達の状況

当社は、2017年12月の東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴い、公募増資により総額206,448千円、オーバーアロットメントによる売出しに伴う第三者割当増資により総額63,248千円の資金調達をそれぞれ行いました。

(3) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は、111,698千円となっております。その主なものといたしましては、小学校低学年版の開発73,489千円、海外コンテンツ開発17,878千円であります。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況

区　分	第７期 (自　2014年１月１日 至　2014年12月31日)	第８期 (自　2015年１月１日 至　2015年12月31日)	第９期 (自　2016年１月１日 至　2016年12月31日)	第10期 (当事業年度) (自　2017年１月１日 至　2017年12月31日)
売上高（千円）	410,404	497,818	585,790	731,663
当期純利益（千円）	60,708	27,241	53,747	78,156
総資産（千円）	445,494	433,016	487,442	845,581
純資産（千円）	272,570	299,811	353,558	701,411
１株当たり当期純利益（円）	57.84	24.92	49.17	71.14

（注）１．表示単位未満は切り捨てております。
２．当社は、2017年９月12日付で普通株式１株につき1,000株の株式分割を行っております。当該株式分割が第７期の期首に行われたと仮定して、１株当たり当期純利益を算定しております。

⑼ 対処すべき課題

当社では、今後も更に事業を拡大させ、新しい付加価値を創出していく上で、対処すべき課題として以下の項目に取り組んでおります。

① コンテンツ不足の解消

当社は、学習塾マーケットをターゲットとしているために、塾を利用している生徒の多い「国語・数学・英語教科」を中心にコンテンツを拡大してまいりました。そのため、理科・社会等他教科の自社コンテンツについては、現在不足している状況にあります。当社は、これらの課題に対応するため、教育関連企業等と共同し理科コンテンツ等の開発を進めております。また、他社とのコラボレーションにより新サービスを拡大するとともに、当社のシステムに蓄積された生徒の学習ログ等のビッグデータについて教育機関等と共同で研究・分析を行い、商品開発に活かしてまいります。

② 知名度の向上及びユーザー数の拡大

当社が持続的に成長し、競合企業との差別化を図るためには、当社及び当社サービスの知名度を向上させ、新規ユーザーを継続的に獲得し、ユーザー数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのためには、費用対効果を慎重に検討の上、効果的な広告宣伝活動等により当社の知名度を向上させること、また、当社のサービスをより多くのユーザーに利用してもらえるよう多種多様なコンテンツを新規開発するとともに、既存のコンテンツの継続的な機能改良を行うことに努めてまいります。

③ BtoCマーケットの開拓

当社は現在学習塾や学校法人等のBtoBtoCマーケットを主な顧客として事業を展開しております。当社が今後より成長していくためには、BtoBtoCマーケットのみではなく新たにBtoCマーケットの開拓が必要であると認識しております。そのためには、効果的なマーケティング活動の検討や当社と事業展開上の相乗効果を生む企業との業務提携等に取り組んでまいります。

④　海外マーケットの開拓

当社は現在日本国内の顧客を対象として事業を展開しております。当社が今後も成長を続け、また当社が企業ミッションとして掲げる「人生を切り開く力をすべての子どもたちに」を実現するためには、ｅラーニングサービスの特徴を活かし、当社サービスを海外で積極的に展開することを企図しております。そのためには、スリランカやインドネシア共和国、インド等における現地での事業展開を進めるとともに、海外の日本人向け「すらら」導入塾の展開を更に拡げながら海外現地の子どもたちへ「すらら」を提供することを目指してまいります。

⑤　開発体制の構築

ｅラーニングコンテンツの技術革新のスピードは、非常に早く、新たなサービスや競合他社が続々と現れることが予想されます。当社が、競合企業とのサービスの差別化、競争優位性の確立を図るためには、迅速開発体制の構築が不可欠となります。当社は、これらを実現するために、社内開発スタッフの技術向上、最先端の技術動向の調査、ビッグデータを活かした商品開発等に継続的に取り組んでまいります。

⑥　営業力の強化

当社は小規模組織であることから、少数精鋭の人員体制で運営されており、営業部門は、「すらら」サービスの提供、学習塾や学校法人等に対する各種経営支援により蓄積されたノウハウを活かした企画及び提案により、営業活動を推進してまいりました。今後も、継続的に事業を拡大し、受注の獲得機会を増加させていくためには、営業力の強化、営業人員の早期育成に注力する方針であります。具体的には、既存営業人員の育成と同時に、新たな営業人員の採用を行うこと、また、教育研修制度の拡充、営業ツールやマニュアル等の整備、社内ナレッジ・ノウハウの蓄積等を行うことにより、営業力の強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 主要な事業内容（2017年12月31日現在）

当社は、環境に左右されず、どのような子どもたちにも最適な「教育の機会」を提供することを目指し、eラーニングによる教育サービスの提供とその運用コンサルティングサービスの提供を行う事業を展開しております。

当社は、主に小学校・中学・高校生を対象としている学習塾や学校等に対して、オンライン学習教材「すらら」サービスの提供を行っております。また、「すらら」を導入する顧客に対して、「すらら」を活用した教育カリキュラムの提案や独立開業の各種支援、無料勉強会の定期開催等による各種経営支援サービス、他社とのコラボレーションによるコンテンツの提供等を行っております。

「すらら」は、「SuRaLabo」プロジェクトや各教育機関と共同した「すらら」サービス利用者の学習データにおけるビッグデータ分析といった研究成果をサービスにフィードバックすることで、より学習効果の高い教材を目指しております。

当社の教材は、タブレット端末等のスマートデバイスに対応しております。また、海外マーケットにつきましては、独立行政法人国際協力機構(JICA)から採択を受けた各種事業等を契機としてスリランカやインドネシアでの当社のサービスの利用が始まっております。

当社が提供するサービスの内容は以下の通りです。

① 「すらら」サービスの提供

「すらら」サービスとは、小学校低学年から高校生の子どもたちが国語・数学・英語の３教科を、インターネットを通じてコンピューターで学ぶことができる「対話型アニメーション教材」です。スモールステップで理解を助けるレクチャー機能と、理解したことを定着させるドリル機能がセットになっており、子どもたち個々の学力に応じて、学習することが可能となっております。

② 「すらら」を導入する顧客に対する経営支援

学習塾や学校等に対して、すららを現場で活用した教育カリキュラムの提案や成功事例・各種ノウハウの提供等の経営支援サービスを提供しております。また、当社のサービスを使って学習塾を独立開業される方等に対して、物件探索や資金調達・販売促進活動・その他塾経営に必要な情報等を提供する開業支援サービスを提供しております。

③　他社とのコラボレーションによるコンテンツサービスの提供

当社は「すらら」をはじめとする自社教材に加え、各社とコラボレートしたコンテンツを、当社のシステムであるSuRaLa LMS（Learning Management System）※１を通じて提供する「プラットフォーム戦略※２」を取っています。

他社コンテンツを弊社のLMS上にて申し込み・受講を可能とすることで、サービスの品揃えを拡充し、顧客満足とユーザーの拡大を目指しております。

当社は、他社とのコラボレーションにより、英会話、理科・社会教科等のコンテンツを提供しております。

（※１）eラーニングの実施に必要となる、学習教材の配信や成績等を統合して管理するシステムのこと。

（※２）英会話や理科・社会等といった当社が現在自社コンテンツとして提供していないコンテンツを保有する他社とのコラボレーションにより、当社のLMSをプラットフォームとして、他社提供のコンテンツについても利用可能とすることで、サービスの品揃えを拡大し、さらなる顧客満足とユーザーの拡大を目指す戦略

(11) 主要な事業所及び使用人の状況（2017年12月31日現在）

①　主要な事業所

本店　　東京都千代田区

②　使用人の状況

使用人数	前年度末比増減
27名	３名増

(12) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(13) 主要な借入先及び借入額の状況（2017年12月31日現在）

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2017年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　4,284,000株

② 発行済株式の総数　1,236,700株

③ 株主数　1,069名

④ 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
湯野川孝彦	234,000株	18.92%
GLOBIS FUND III, L.P.	167,600株	13.55%
株式会社マイナビ	75,000株	6.06%
柿内　美樹	72,000株	5.82%
凸版印刷株式会社	62,000株	5.01%
ドコモ・イノベーションファンド投資事業組合	49,200株	3.98%
GLOBIS FUND III (B), L.P.	47,200株	3.82%
株式会社ベネッセホールディングス	36,000株	2.91%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	33,900株	2.74%
株式会社ＳＢＩ証券	28,600株	2.31%

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権の状況

名称 (発行年月日)	第１回新株予約権 (2013年７月17日割当)
発行決議の日	2013年７月17日
新株予約権の数	66個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式66,000株
役員の保有人数	取締役３名
新株予約権の発行価格	無償
行使価格	280円
新株予約権を行使することができる期間	2015年７月17日から2023年７月16日まで

(注) 当社は、2017年9月12日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」及び「行使価格」は調整されております。

(2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2017年12月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏　名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	湯野川　孝　彦	
取締役	柿　内　美　樹	
取締役	数　藤　　剛	
取締役	葉　山　勝　正	
取締役（社外役員）	出　口　彰　浩	株式会社eパートナーズ代表取締役 株式会社SRIC代表取締役
取締役（社外役員）	丹　羽　教　夫	パーソルホールディングス株式会社
監査役（社外役員）	鈴　木　正　通	
監査役（社外役員）	小　林　洋　光	株式会社西栗倉・森の学校監査役 株式会社トビムシ取締役 オイシックスドット大地株式会社 株式会社とくし丸監査役 上海愛宜食食品貿易有限公司監事
監査役（社外役員）	江　口　耕　三	NPO法人いい会社をふやしましょう代表理事 鎌倉ソーシャルグッドキャピタル株式会社代表取締役 日本環境設計株式会社監査役

（注）1. 取締役出口彰浩氏及び丹羽教夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役鈴木正通氏、小林洋光氏及び江口耕三氏は、社外監査役であります。
3. 当社は取締役丹羽教夫氏、監査役鈴木正通氏、小林洋光氏及び江口耕三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役鈴木正通氏は、事業会社における豊富な経理財務業務の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社と株式会社eパートナーズ、株式会社SRIC、パーソルホールディングス株式会社、株式会社西栗倉・森の学校、株式会社トビムシ、オイシックスドット大地株式会社、株式会社とくし丸、上海愛宜食食品貿易有限公司、NPO法人いい会社をふやしましょう、鎌倉ソーシャルグッドキャピタル株式会社及び日本環境設計株式会社との間に特別の関係はありません。

(2) 事業年度中に辞任した取締役及び監査役

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日
取締役（社外役員）	渡　邉　佑　規	－	2017年９月12日
監査役	一　瀬　今　日　子	－	2017年４月28日

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低限度額とし

ております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	7名 （3名）	50,556千円 （1,060千円）
監査役 （うち社外監査役）	5名 （4名）	7,531千円 （4,965千円）
合計	12名	58,087千円

（注）2017年９月12日付で退任されました取締役渡邉　佑規氏は無報酬であります。

5. 社外役員に関する事項（2017年12月31日現在）

(1) 社外役員の主な活動状況

氏名	主な活動状況
出　口　彰　浩	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に事業会社における取締役等としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの必要な発言を適宜行っております。
丹　羽　教　夫	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に社会保険労務士や事業会社における内部監査の担当等としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの必要な発言を適宜行っております。社外取締役への就任以前においては、当社の監査役として社外監査役就任中に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、専門的知見からの必要な発言を適宜行っております。
渡　邉　佑　規	就任から2017年９月12日に退任するまでに開催された取締役会の全てに出席し、主にベンチャーキャピタリスト等としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの必要な発言を適宜行っております。
鈴　木　正　通	社外監査役就任後に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に事業会社における取締役や監査役等としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの必要な発言を適宜行っております。
小　林　洋　光	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に弁護士や事業会社における取締役、監査役等としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの必要な発言を適宜行っております。
江　口　耕　三	社外監査役就任後に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に事業会社における取締役や監査役等としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの必要な発言を適宜行っております。

6. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	10百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意する旨の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務であるコンフォートレター作成業務に対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

7. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2016年３月28日の取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」に関する決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

その概要は以下のとおりです。

a　取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「企業理念」や「行動指針」を制定し、役職員はこれを遵守する。
(具体的には、朝礼での各部門の担当役員やマネージャーによる各人への期待事項を踏まえた講話等で企業理念や行動指針の周知徹底を図っております。)

(b)「取締役会規程」を始めとする社内諸規程を制定し、役職員はこれを遵守する。
(具体的には、朝礼での経営管理グループ等による説明等で社内諸規程の周知徹底を図っております。)

(c) 経営管理グループをコンプライアンスの統括部署として、役職員に対する適切な教育研修体制を構築し、社外の有識者を招致した研修等を実施する。
(具体的には、毎年「コンプライアンス等の研修」を実施しております。)

(d) 役職員の職務執行の適切性を確保するため、代表取締役の命を受けた内部監査担当を専任し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。
また、内部監査担当は必要に応じて会計監査人や監査役と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。
(具体的には、原則として四半期ごと及び必要に応じて情報交換を実施しております。)

b　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱は、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。

(b) 文書管理部署の経営管理グループは、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供する。

c　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、多用なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

(b) 取締役会の下に組織横断的リスク状況の監視並びに全社的な対応は経営管理グループが行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は各部門の担当部署が行うこととする。

(c) 各部門の取締役は、取締役会において担当部門の損益や業務執行の内容を報告し、会社の損益に影響を与え得る重要事項を発見した場合には、代表取締役又は代表取締役が指名する取締役等を責任者とする対策本部を設置し、必要に応じて、弁護士や公認会計士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し、迅速な対応を行うと共に損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるものとする。

d　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 取締役会を月１回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、迅速かつ適切な意思決定を図る。

(b) 取締役会のもとに経営管理ミーティングを設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を当ミーティングの参加者に伝達する。

(c) 取締役会のもとに各部門の担当取締役やマネージャーで構成されたマネジメント会議を設置し、担当部門から報告された多様なリスクを可能な限り未然に防止できるよう検討を行う。また、社長は各部門の担当取締役やマネージャーに経営の現状を説明し、各部門の取締役やマネージャーは担当部門の業務執行状況を報告する。

(d) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「職務権限規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

e　当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は子会社を設立していないため、記載事項はありません。

f　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(a) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。

(b) 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

(c) 指名された使用人に関する人事異動、人事評価、賞罰等の人事関連事項については、監査役の同意を要するものとする。

g　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

(a) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告及び必要な情報提供を行う。

(b) 報告及び情報提供の主なものは次のとおりとする。

イ　重要な社内会議で決議された事項
ロ　会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
ハ　毎月の経営状況として重要な事項
ニ　内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
ホ　重大な法令・定款違反
ヘ　重要な会計方針、会計基準及びその変更

(c) 取締役及び使用人は、法律違反行為を確認したとき等、必要な場合には、非常勤監査役に対して直接情報提供や通報を行うことができる。

h　監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告した当社の取締役、監査役及び使用人に対し、通報又は相談したことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、報告者を保護する。

i　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務を執行する上で、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。

j　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。

(b) 監査役は必要に応じて、重要な社内会議に出席することができる。

(c) 監査役は監査法人又は会計監査人と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに、必要に応じて監査法人又は会計監査人に報告を求める。

k　財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制基本方針に基づき、財務報告に係る体制を構築し、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、運用する。

l　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

(a) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

イ　当社の社内規程等に明文の根拠を設け、代表取締役以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。

ロ　反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。

(b) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

イ　「反社会的勢力対策規程」において、反社会的勢力に対する基本方針等について明文化し、全職員の行動指針とする。

ロ　反社会的勢力の排除を推進するために経営管理グループを統轄管理部署とし、また、不当要求対応の責任者を設置する。

ハ　「反社会的勢力対策規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。

ニ　取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。

ホ　反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。

ヘ　反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会にて決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための内部統制システムの運用を行っております。

当社全体の効率的かつコンプライアンスを遵守した経営の推進を目的として、「取締役会規程」及び「職務権限規程」等の業務執行に関する権限と責任を定めた規程類を整備するとともに、内部監査や当社の役職員を対象とするコンプライアンス研修等を実施し、「企業理念」や「行動指針」の浸透定着を図っております。

また、取締役会及び経営管理グループは組織横断的なリスク状況の監視並びに全社的な対応を行っており、当社全体のリスク管理体制を構築しております。

加えて、監査役監査の実効性確保を目的として、監査役及び監査役会の職責と監査体制を定めた「監査役監査基準」及び「監査役会規程」等の規程類を整備しております。

「内部統制システム構築に関する基本方針」の取組結果については、取締役会において経営管理グループ担当役員である経営管理グループ長により報告され、適切に運用されていることを確認しております。

貸　借　対　照　表

（2017年12月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】		【流動負債】	
現金及び預金	436,999	未払金	59,315
売掛金	91,746	未払費用	5,228
前払費用	11,054	未払法人税等	24,342
繰延税金資産	6,425	未払消費税等	13,870
その他	21,378	前受金	30,922
貸倒引当金	△4,649	預り金	3,016
流動資産合計	562,954	賞与引当金	5,535
【固定資産】		役員賞与引当金	1,264
（有形固定資産）		その他	674
建物附属設備（純額）	907	流動負債合計	144,170
工具器具備品（純額）	702	負債合計	144,170
有形固定資産合計	1,610	純資産の部	
（無形固定資産）		【株主資本】	
ソフトウエア	271,809	資本金	272,798
ソフトウエア仮勘定	4,029	【資本剰余金】	
無形固定資産合計	275,839	資本準備金	269,798
（投資その他の資産）		資本剰余金合計	269,798
破産更生債権等	0	【利益剰余金】	
長期未収入金	2,218	（その他利益剰余金）	
差入保証金	3,858	繰越利益剰余金	158,815
繰延税金資産	873	利益剰余金合計	158,815
その他	445	株主資本合計	701,411
貸倒引当金	△2,218		
投資その他の資産合計	5,177		
固定資産合計	282,627	純資産合計	701,411
資産合計	845,581	負債純資産合計	845,581

損　益　計　算　書

（自　2017年１月１日　至　2017年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
【売上高】		731,663
【売上原価】		157,722
売上総利益		573,940
【販売費及び一般管理費】		453,502
営業利益		120,438
【営業外収益】		
受取利息	5	
貸倒引当金戻入額	736	
違約金収入	271	
講演料等収入	71	
その他	1,649	2,733
【営業外費用】		
支払利息	113	
株式交付費	4,335	
株式公開費用	9,851	
その他	444	14,744
経常利益		108,427
税引前当期純利益		108,427
法人税、住民税及び事業税	33,787	
法人税等調整額	△3,516	30,271
当期純利益		78,156

株主資本等変動計算書

（自　2017年１月１日　至　2017年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	137,950	134,950	134,950	80,658	80,658	353,558	353,558
当期変動額							
新株の発行	134,848	134,848	134,848			269,696	269,696
当期純利益				78,156	78,156	78,156	78,156
当期変動額合計	134,848	134,848	134,848	78,156	78,156	347,852	347,852
当期末残高	272,798	269,798	269,798	158,815	158,815	701,411	701,411

個別注記表

（自　2017年１月１日　至　2017年12月31日）

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産　　定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物附属設備　　10～18年

工具器具備品　　５～10年

②　無形固定資産　　ソフトウエア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(2)　引当金の計上基準

①　貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金　　従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

③　役員賞与引当金　　役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3)　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　　消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

２．追加情報

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2016年３月28日）を当事業年度から適用しています。

３．貸借対照表に関する注記

固定資産の減価償却累計額

有形固定資産　　1,850千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

(1)　当事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式	1,236,700株

(2)　当事業年度の末日における新株予約権に関する事項

2013年７月17日　付与分

目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	100,000株
新株予約権の残高	100個

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
賞与引当金	2,098千円
未払事業税	2,043
貸倒引当金	1,434
その他	847
計	6,425
繰延税金資産（固定）	
貸倒引当金	679
一括償却資産	142
その他	51
計	873
繰延税金資産小計	7,298
評価性引当額	―
繰延税金資産合計	7,298

6．金融商品に関する注記

(1)　金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達について、必要な資金を金融機関からの借入により調達しており、運転資金及び少額の設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。また、資産運用について、一時的な余資を、安全性の高い金融資産で運用しています。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は１年以内の支払期日であり、顧客の信用リスクに晒されております。

営業外債務である未払金は、１年以内の支払期日であり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

③金融商品に係る管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程等に従い、営業債権について、営業部門であるマーケティンググループ及び経営管理グループが主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき経営管理グループが月次で資金繰計画を作成・更新する等の方法により管理しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれています。当該価格の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

(2)　金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)現金及び預金	436,999	436,999	―
(2)売掛金	91,746		
貸倒引当金	△4,649		
	87,096	87,096	―
資産計	524,096	524,096	―
(3)未払金	59,315	59,315	―
負債計	59,315	59,315	―

(注) 1．金融商品の時価の算定方法については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	2017年12月31日
差入保証金	3,858

※　市場価格がなく、過去までの預託期間を算定することが困難であるため、「(2)　金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

3．金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内（千円）	1年超5年以内（千円）	5年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	436,999	―	―	―
売掛金	91,746	―	―	―
合計	528,745	―	―	―

7．1株当たり情報に関する注記

	2017年12月31日
1株当たり純資産額	567.16円
1株当たり当期純利益	71.14円

(注)　当社は、2017年9月12日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年2月16日

株式会社すららネット
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴谷　哲朗	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石原　鉄也	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社すららネットの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2017年1月1日から2017年12月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年2月23日

株式会社すららネット　監査役会

常勤監査役　　鈴木　正通　㊞

監査役　　小林　洋光　㊞

監査役　　江口　耕三　㊞

(注)監査役　鈴木正通、小林洋光及び江口耕三は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

当社の取締役及び監査役につきまして期待される役割を十分に発揮できるよう、当社現行定款第29条（取締役の責任限定契約）及び第34条（監査役の責任限定契約）の一部を変更するものであります。尚、第29条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
（取締役の責任限定契約） 第29条	（取締役の責任免除） 第29条 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
（新設）	２　当会社は、会社法第427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で規定する額とする。
当会社は、会社法第427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で規定する額とする。	

現行定款	変更案
（監査役の責任限定契約） 第34条	（監査役の責任免除） 第34条 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
（新設）	
当会社は、会社法第427 条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で規定する額とする。	２ 当会社は、会社法第427 条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で規定する額とする。

第２号議案　監査役２名選任の件

当会社の監査役　鈴木　正通氏及び江口　耕三氏は、本総会終結の時をもって監査役を辞任されますので、新たに神成　敦氏および伊藤　章子氏の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	神成　敦 （1958年７月24日生）	1984年４月　飯野海運株式会社　入社 1987年７月　株式会社小松製作所　入社 1991年１月　大東京火災海上保険株式会社（現　あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）入社 2009年４月　トヨタアセットマネジメント株式会社（現　三井住友アセットマネジメント株式会社）出向　執行役員 2010年６月　トヨタアセットマネジメント株式会社（現　三井住友アセットマネジメント株式会社）　監査役就任 2013年10月　MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社　入社 2016年３月　協立情報通信株式会社入社 2016年５月　協立情報通信株式会社監査役就任（現任） 2017年５月　KEN&BRAINSアセットマネジメント株式会社　監査役就任（現任）	－

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	伊藤　章子 (1979年12月９日生)	2004年12月　新日本監査法人（現　新日本有限責任監査法人）入所 2014年10月　クリフィックス税理士法人　入所 2015年６月　ペットゴー株式会社　監査役就任（現任） 2017年10月　伊藤章子公認会計士事務所　代表就任（現任）	－

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．神成敦氏及び伊藤章子氏は社外監査役候補者であります。

３．神成敦氏及び伊藤章子氏を社外監査役候補者とした理由は、株式公開会社等における監査役や公認会計士及び税理士等としての豊富な経験を活かし、当社の監査に反映させていただきたいためであります。

４．神成敦氏及び伊藤章子氏の選任が承認された場合、当社は神成敦氏及び伊藤章子氏との間で会社法第427条第１項に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

５．神成敦氏及び伊藤章子氏が原案どおり選任された場合、株式会社東京証券取引所が規定する独立役員となる予定です。

第３号議案　取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2017年３月27日開催の第９期定時株主総会において年額52,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、経済状況等諸般の事情を考慮して、年額54,000千円以内、そのうち社外取締役として年額3,000千円以内に改定させていただきたいと存じます。

また、現在の取締役の員数は６名（うち社外取締役２名）であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都千代田区神田美土代町７番地
住友不動産神田ビル　３階　**ベルサール神田　ルーム３**
＜会場に関するお問合せ＞
TEL：03-4577-9240

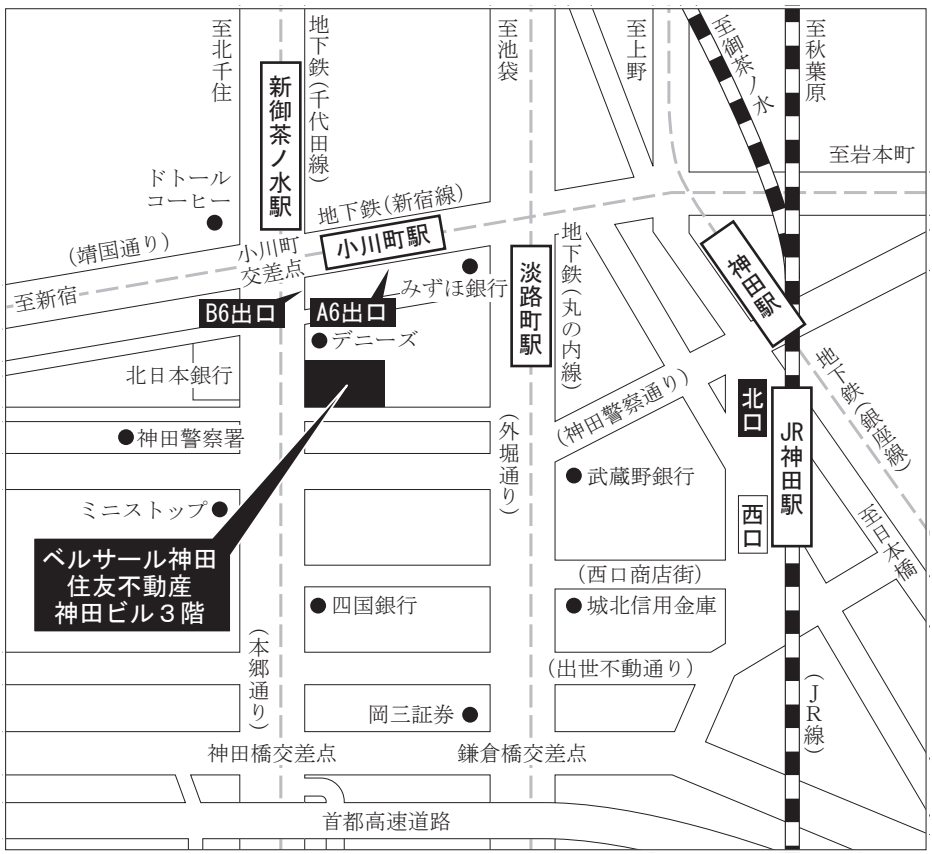

交　通

- 都営地下鉄新宿線　**「小　川　町　駅」B6出口より**　徒歩約２分
- 東京メトロ千代田線　**「新御茶ノ水駅」B6出口より**　徒歩約２分
- 東京メトロ丸ノ内線　**「淡　路　町　駅」A6出口より**　徒歩約３分
- ＪＲ線　**「神　　田　　駅」北　口より**　徒歩約７分